

第6章 環境保全措置

6-1 環境保全措置の検討

対象事業に係る環境影響評価の実施にあたり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外、並びに対象事業の実施による影響を回避又は低減するため、事業者として実行可能な環境保全措置を検討した。

環境保全措置の検討は、影響の予測結果を踏まえつつ、事業者ができる限り環境影響を回避又は低減されているか、そして、当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかの評価を通じて行った。

6-2 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の検討結果は、「第5章 環境影響評価の結果」における各項目（「5-1 大気質」～「5-13 温室効果ガス等」）の予測及び評価の結果に示すとおりである。